

農林漁業者が旅館業法施行令および施行規則の特例を用いて、簡易宿所の経営許可（農林漁業体験民宿業）申請をする際の事前確認に係る取扱要領

平成20年4月1日

秋田県農林水産部農山村振興課

農林漁業者が旅館業法施行令および施行規則の特例を用いて、簡易宿所の経営許可（農林漁業体験民宿業）申請をする際の事前確認に係る取扱要領

1．要領の制定について

旅館業法第三条第1項に規定する簡易宿所の経営許可を申請する際、旅館業法施行規則第5条では、「農林漁業者」が農山漁村滞在型余暇活動等に必要な役務を提供する「農林漁業体験民宿業」を営む施設の場合に限り、旅館業法施行令第2条により基準適用の特例が認められており、客室の延床面積が33㎡未満であっても簡易宿所の経営許可を申請することが可能である。

この取扱要領は、旅館業法施行規則では明確に規定されていない「農林漁業者」の定義を定めるとともに、

申請者が「農林漁業者」であるか

申請者が「農山漁村滞在型余暇活動等に必要な役務」を提供できるか

の確認に関する取扱いについて定めるものである。

なお、営業しようとする施設が、「市町村への権限委譲の推進に関する条例」（秋田県条例第71号）に基づき、旅館業法の許可に係る事務の委譲を受けた市町村にある場合は、この取扱要領は適用せず、その対応は当該市町村の判断とする。

2．農林漁業者について

旅館業法施行規則第5条でいう「農林漁業者」とは、以下の(1)～(4)を言う。

(1) 農業者

市町村農業委員会の農家（または農地）基本台帳に登載されていることが確認できる者。

(2) 林業者

森林所有者の場合「土地登記簿抄本（地目が山林）」などで所有を証明できる書類、林業従事者の場合林業に従事していることを証明できる書類が確認できる者、または保有森林面積が1ha以上の世帯であることが確認できる者。

(3) 漁業者

漁業協同組合員であることの確認ができる者。

(4) (1)～(3)の者と住居および生計を一にする親族

(1)～(3)の者と住居及び生計を一にする親族であることを住民票などによって証明できる者。

上記によりがたい場合は、関係機関が別途協議して決定する。

3. 農林漁業体験民宿業について

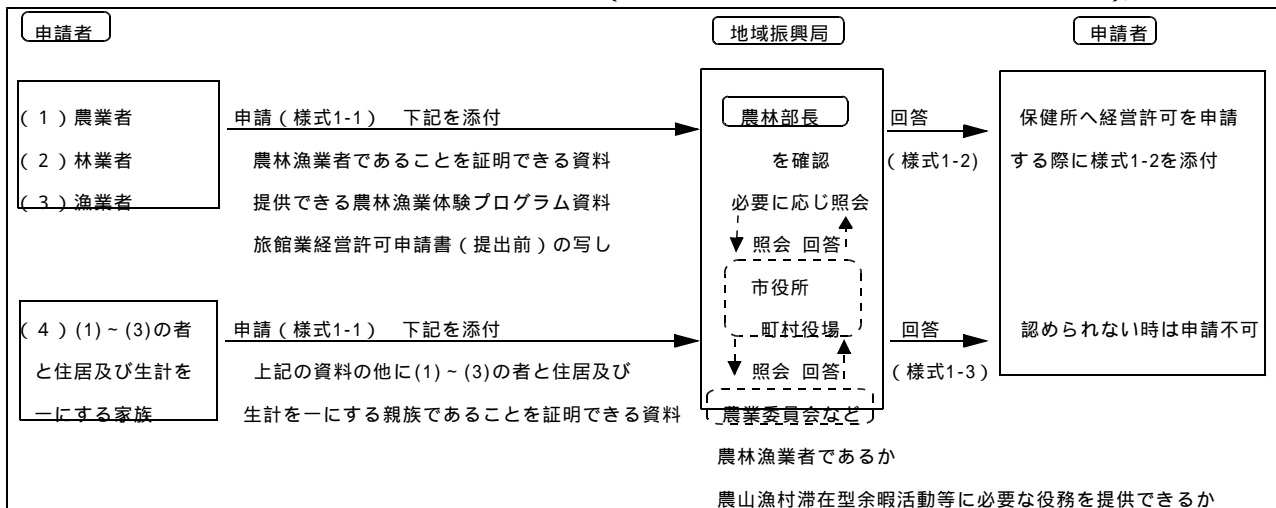
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年6月制定いわゆる「農村休暇法」)(平成17年7月最終改正)第二条5項において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業をいう。」と規定されている。

また、その役務については農村休暇法施行規則第2条で、次のように定められている。

- (1) 農村滞在型余暇活動に必要な役務
 - イ 農作業の体験の指導
 - ロ 農産物の加工又は調理体験の指導
 - ハ 地域の農業又は農村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 農用地その他の農業資源の案内
 - ホ 農作業体験施設等を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供の斡旋
- (2) 山村滞在型余暇活動に必要な役務
 - イ 森林施業または林産物の生産若しくは採種の体験の指導
 - ロ 林産物の加工又は調理体験の指導
 - ハ 地域の林業又は山村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 森林の案内
 - ホ 山村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供の斡旋
- (3) 漁村滞在型余暇活動に必要な役務
 - イ 漁ろう又は水産動植物の養殖の体験の指導
 - ロ 水産物の加工又は調理体験の指導
 - ハ 地域の漁業又は漁村の生活及び文化に関する知識の付与
 - ニ 漁場の案内
 - ホ 漁村滞在型余暇活動のために利用されることを目的とする施設等を利用させる役務
 - ヘ 前各号に掲げる役務の提供の斡旋

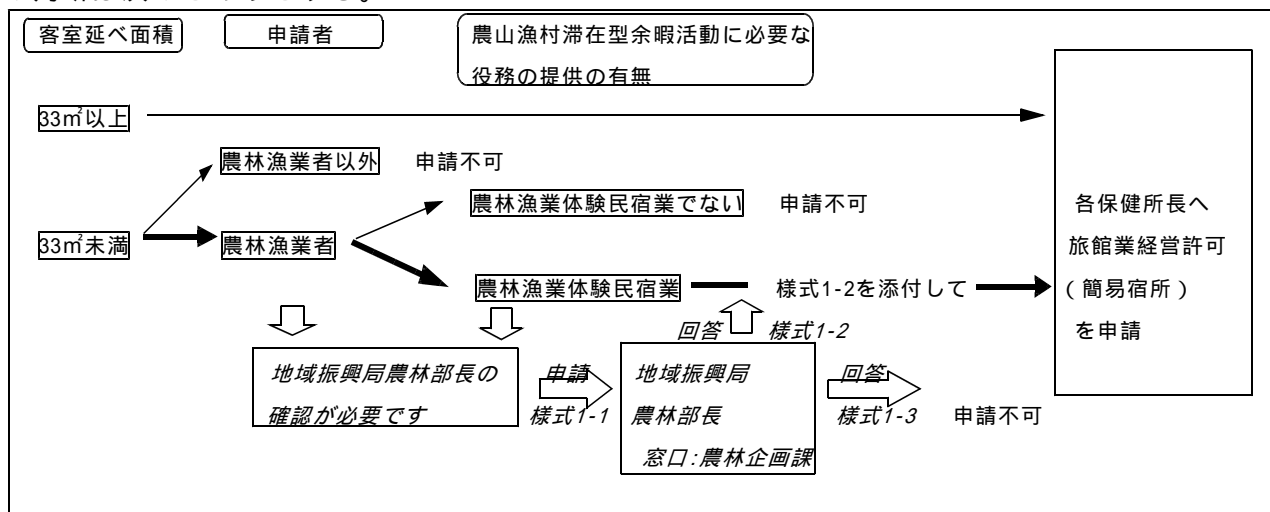
4. 事前確認に関するフロー

この事前確認に関するフローは次のとおり(地域振興局農林部農林企画課へ提出)。



5. 旅館業法第三条第1項に規定する簡易宿所の経営許可の申請について

経営許可の申請にあたり、旅館業法施行令および施行規則の特例を用いることができるか否かの判断は次のとおりとする。



【留意事項】斜体の部分がこの取扱要領で規定する範囲

- ア あくまで一般的なケースであるので、実際に経営許可を申請するにあたっては最寄りの保健所もしくは県生活衛生課へ確認すること。
- イ 客室延べ床面積が33㎡以上の場合には通常の簡易宿所としての経営許可申請となる。
- ウ 申請者が農林漁業者かどうかの確認と、申請者が「農山漁村滞在型余暇活動等に必要役務」を提供できるかどうかの確認は5.のフローにより地域振興局農林部長が行う。認められないと判断される時は、通常の簡易宿所としての経営許可申請となり、33㎡未満での申請は不可。
- エ 旅館業法の経営許可のほか、建築基準法、消防法、水質汚濁防止法・浄化槽法等に基づく確認・届出や、食事を提供するには食品衛生法などの営業許可が必要となる。
- オ 施設の条件や位置等によっては、自然公園法、農地法、農振法、都市計画法等の確認が必要となることがある。

6. 問い合わせ先

【旅館業の経営許可申請に関すること】

各保健所（地域振興局福祉環境部環境指導課）

【事前確認に関すること】

各地域振興局農林部農林企画課

附則

この手続きは平成20年4月1日から施行する。